法　律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤地」を「在外職員が勤務する在外公館又は在外研修員が研修を受ける場所から八キロメートル以内の地域」に、「第十八条の」を「第十八条第一項の」に、「第十八条中」を「同項中」に改める。

第十条第一項中「定める額」の下に「を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該政令で定める額）」を加え、同条第三項中「適用」の下に「その他在勤基本手当の支給」を加える。

第十五条の二第一項中「八千円」の下に「を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、年少子女一人につき八千円）」を加え、同条第二項中「六歳」を「五歳」に改め、「受けるべきもの」の下に「（五歳の年少子女にあつては、当該教育施設において教育を受けることについて合理的な理由がある場合として外務大臣が定める場合に該当するもの）」を加え、「同項の額」を「八千円」に改め、「加算した額」の下に「を、外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額）」を加え、同条第三項中「同項の額」を「八千円」に改め、「加算した額」の下に「を、外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額）」を加え、同条第五項中「六歳未満の年少子女」の下に「（第二項又は第三項の規定の適用を受ける者を除く。）」を加え、「同項の額」を「八千円」に改め、「加算した額」の下に「を、外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額）」を加える。

第十八条中「こえない」を「超えない」に改め、「定める額」の下に「を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該政令で定める額）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　特殊語学手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十九条第一項中「定める額」の下に「を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外研修員については、同表に定める額）」を加え、同条第二項中「適用」の下に「その他研修員手当の支給」を加える。

第二十一条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

２　外国通貨をもつて定められた在外職員の給与を当該外国通貨とは異なる通貨で支給する必要がある場合において、当該外国通貨から当該異なる通貨に換算する際に当該異なる通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

別表第一のうち三　政府代表部の表アフリカの項中「アフリカ連合日本政府代表部　エチオピア　アディスアベバ」を「アフリカ連合日本政府代表部　エチオピア　アディスアベバ　在ナイロビ国際機関日本政府代表部　ケニア　ナイロビ」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二　在勤基本手当の基準額（第十条関係）

一　大使館

地域	所在国	号									
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
アジア	インド	円 790,000	円 730,000	円 684,400	円 661,400	円 626,900	円 569,500	円 512,100	円 454,600	円 408,700	円 385,700	円 362,700	円 339,800
	インドネシア	730,000	620,000	577,600	555,300	521,900	466,100	410,300	354,600	310,000	287,700	265,400	243,100